

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部スポーツ推進課 No.004

処 分 名	スポーツ傷害等見舞金の返還
処 分 の 概 要	不正に支給を受けたスポーツ障害等の見舞金等は、返還しなければなりません。
根拠条例等・条項	■春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例 (平成 17 年条例 192 号) 第 8 条
処 分 基 準	偽りその他不正な手段により見舞金等の支給を受けた者がいるときは、市長はその返還を命じ、その者は当該見舞金等を返還しなければなりません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例

(見舞金等の返還)

第8条 偽りその他不正な手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、市長はその返還を命じ、その者は当該見舞金等を返還しなければならない。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋